

(別紙)

**農業用ハウス・畜舎、共同利用施設等の再建・修繕の事前着工、
撤去等における留意事項**

被災農業者向け経営体育成支援事業、強い農業づくり交付金等による倒壊した農業用ハウス・畜舎、共同利用施設等の再建・修繕の事前着工、再建の前提となる損壊した施設の撤去等については、それぞれの農林漁業者ごと（共同利用施設等の場合は施設ごと）に次の資料を保存しておいていただくようにお願いします。（被災農業者向け経営体育成支援事業については、従来からのメニューであるハウスの再建・修繕の扱いと同様です。）

- (1) 次のことがわかる書きものや写真等
 - ① 施設の被害の状況
 - ② 再建・修繕、撤去等の作業を行った者、日付け、費用の額
- (2) 再建・修繕、撤去作業等を外注した場合の発注書、納品書、請求書などの書類
- (3) 種苗購入や資材購入等を行った場合の発注書、納品書、請求書などの書類

<関係事業>

- 被災農業者向け経営体育成支援事業
- 強い農業づくり交付金
- 農山漁村振興交付金
- 産地活性化総合対策事業
- 次世代林業基盤づくり交付金